

## 生産緑地の指定から 30 年を経過したとき

### ◆買取申出申請 提出書類

買取申出書の様式は HP に掲載しているものを使用してください。

(登記事項などの証明書は原則、原本をご用意ください)

- ① **買取申出申請書**(所有者が複数の場合はその全員の署名、押印が必要です。)
- ② **申出をする土地の登記事項(全部事項)証明書**
- ③ **印鑑登録証明書**(土地所有者全員分)
- ④ **案内図** (色付けをするなどして申請地の区域が分かるようにしてください。)
- ⑤ **写真** (現地及び周辺状況がわかるもの)
- ⑥ **写真位置図** (写真の撮影位置・方向を明記)
- ⑦ **公図** (申請地の区域が分かるようにしてください。)

### ※注意!※

生産緑地の指定から 30 年を経過しても、すぐに建築物の建築や宅地の造成など生産緑地法第 8 条で制限されている行為を行うことは出来ません (可能になるのはあくまで買取申出の申請です)。

買取申出による行為制限の解除を待たずしてこれらの行為を行った場合、生産緑地法第 9 条の定めによりそれらを全て撤去しての原状回復 (もとの耕作が可能な状態に戻すこと) が命じられます。十分にご注意ください。